

## 子どもに対する手当制度に関する指定都市市長会緊急要請

平成22年度から実施されている子ども手当制度の財源については、当初、全額国庫負担という考え方が示されていたが、地方が財源の一部を負担する制度となっている。

指定都市市長会は、子ども手当制度については、地方に負担を転嫁することなく、国の責任においてその費用の全額を負担することをかねてから強く要望してきたが、未だに地方負担が継続されている。

さらに、先日、平成24年度予算編成に向け提示された厚生労働省案においては、新たな手当制度の財源について、国と地方の負担割合を1：1とする考えが示されたが、全額国庫負担という考え方をさらに後退させ、地方にさらなる負担を求めるものになっている。

また、地方の負担増分については、年少扶養控除の廃止に伴う地方の増収分を充当するとの説明がなされているが、地方の増収分は、地方が地域の実情に応じて実施する施策に充当されるべき地方固有の財源である。国が地方の増収分を見込み、この用途を事実上制限することは、地方自治の趣旨に反するものである。

については、次の事項について強く要請する。

- 1 全国一律に実施され、地方に裁量の余地のない新たな子どもに対する手当制度の実施にあたっては、国の責任においてその費用の全額を負担すること
- 2 制度の設計においては、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第2条第1項の規定及びその趣旨に基づき、指定都市を含めた地方と十分な協議を行うとともに、その意見を十分尊重すること

平成23年11月16日  
指定都市市長会